

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年8月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2101598 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2200057 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月18日の標準賞与額を25万円、同年12月5日の標準賞与額を29万9,000円、平成16年7月16日の標準賞与額を31万円、同年12月3日の標準賞与額を35万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和54年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

年金事務所から、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書（以下「同僚の明細書」という。）から判断すると、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、預金取引明細表及び同僚の明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 29 万 9,000 円、請求期間③は 31 万円、請求期間④は 35 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、賞与支払日については、預金取引明細表により、請求期間①は平成 15 年 7 月 18 日、請求期間②は同年 12 月 5 日、請求期間③は平成 16 年 7 月 16 日、請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。